

# 京都府立大学学生懲戒規程

(平成27年京都府立大学規程第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学学則(平成20年京都府立大学規程第1号。以下「大学学則」という。)第56条及び京都府立大学大学院学則(平成20年京都府立大学規程第2号。以下「大学院学則」という。)第45条の規定により準用する大学学則第56条の規定により、懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の対象とする者)

第2条 この規程において懲戒の対象とする者とは、学部学生及び大学院生(以下「学生」という。)のことをいう。

2 研究生、科目等履修生及び特別聴講生の取扱いについては、別に定める。

(懲戒の考え方)

第3条 懲戒は、学生が第5条に定める懲戒の対象となる行為を行い、当該行為を学長が懲戒の対象と判断した場合、懲戒の対象となる行為の軽重、他の学生に与える影響、懲戒処分の訓戒効果、過去の処分事例との均衡等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行う。

2 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するため、必要最小限にとどめるものとする。

(懲戒の対象とする期間)

第4条 懲戒の対象とする期間は、本学の学籍を有する期間とする。

(懲戒の対象とする行為)

第5条 懲戒の対象とする行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) 重大な交通法規違反行為
- (3) 学生、教職員等に対する暴力行為
- (4) 施設及び設備を不正に使用する行為
- (5) 試験等における不正行為
- (6) ハラスメント行為
- (7) 研究活動及び情報に関する不正行為
- (8) 学生の学修、研究及び教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
- (9) 本学の名誉を著しく損傷する行為
- (10) その他学生の本分に反する行為

2 前項各号につき、別に規程が定められている場合、その規程に従う。

(懲戒の種類)

第6条 大学学則第56条に定める懲戒は、次のとおりとする。

- (1) 退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。
- (2) 停学は、一定期間、学生の教育課程の履修及び課外活動等を停止するものとする。
- (3) 訓告は、学生の行った行為を戒め、将来にわたってそのようなことがないように注意するものとする。

( 停学の期間 )

第7条 停学の期間は、無期又は1箇月以上6箇月以下の有期とする。

2 停学の期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学の期間が3箇月以内の場合は、修業年限に算入することができる。

( 説諭 )

第8条 学長は、学生の行為が懲戒に相当しないと判断した場合、学生に説諭を行う。

2 前項の定めにかかわらず、学生の行為を学長が軽微であると判断した場合、学生部長が説諭することができる。

( 事実確認 )

第9条 懲戒の対象となる行為又はその疑いが生じた場合、学生部長は学部長又は研究科長と連携して遅滞なく当該事案について事実関係を確認して、その結果を学長に報告する。

( 懲戒決定までの手続き )

第10条 学長は、前条の事実確認により懲戒が相当と判断した場合、次条に規定する学生懲戒委員会(以下「委員会」という。)による調査・審議を求め、委員会に懲戒処分の原案を作成させる。

2 委員会は、懲戒処分の原案作成に当たり、学生から事情聴取等の調査を行う。なお、調査に当たっては、学生に弁明の機会を十分与えるものとする。

( 学生懲戒委員会 )

第11条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長のうちから学長が指名する者 1名
- (2) 当該学生が所属する学部長又は研究科長
- (3) 教務部長
- (4) 学生部長
- (5) 事務局長
- (6) 学務課長

2 委員会に委員長を置き、前項第1号の者を充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員のうち委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

5 委員会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

6 前条及び前5項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

( 懲戒の効力 )

第12条 懲戒は、教授会及び教育研究評議会の審議を経て、学長が行う。

2 懲戒の効力は、処分通告書を学生に交付したときに発生する。

3 学長は、前項に規定する書面を学生に直接交付しなければならない。ただし、直接に交付することができないときは、配達証明郵便等確実な方法により送達する。

( 学生への通告及び保証人への通知 )

第13条 学長は、学生に対し懲戒の内容を文書により通告するとともに、保証人に

対し懲戒の内容を文書により通知する。

(公示)

第14条 懲戒を行った場合、学長は公用掲示板に1週間公示するものとする。

2 公示の対象となる事項は、学部又は研究科、学科(専攻)、回生(課程・回生)、懲戒の種類、懲戒理由とする。

3 特段の事情があると学長が判断した場合、委員会で協議の上、教授会及び教育研究評議会の審議を経て、当該公示の一部又は全部を公示しないことができる。

(懲戒の内容の再検討の申し出)

第15条 懲戒を受けた学生は、懲戒について不服があるときは、懲戒の効力が発生した日の翌日から起算して30日以内に、文書により学長に対して懲戒の内容の再検討を申し出ることができる。ただし、本項に定める期間内に申し出をすることができない正当な理由があると認められる場合は、その理由が消滅した日の翌日から起算して30日以内に申し出ることができる。

2 学長は、前項の申し出があり、懲戒の内容の再検討が必要であると判断した場合、委員会に懲戒の内容の再検討を求める。

3 前項に定めるもののほか、懲戒の内容の再検討の手続については、第12条から第14条までの規定を準用する。

(無期停学の解除)

第16条 無期停学は、懲戒の発効日から6箇月を経過した後でなければ解除できない。

2 学長は、6箇月を経過した後に無期停学の解除が適当であると認めたときは、その解除を発議し、委員会で検討させる。

3 前項に定めるもののほか、無期停学の解除の手続については、第12条から第14条までの規定を準用する。

(停学期間中の授業料等)

第17条 停学処分を受けた学生は、停学期間中の授業料その他の学費を納入しなければならない。

(停学期間中の指導等)

第18条 停学期間中の学生に対しては、当該学生の所属学部又は研究科及び学生部が教育的指導を行う。

2 停学期間中の学生が休学を願い出た場合は、これを認めない。

(事務)

第19条 学生の懲戒処分に関する事務は、学生部において行う。

(守秘義務)

第20条 学生の懲戒に関する事項に係わった教職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を解かれた後も同様とする。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に当たって必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。